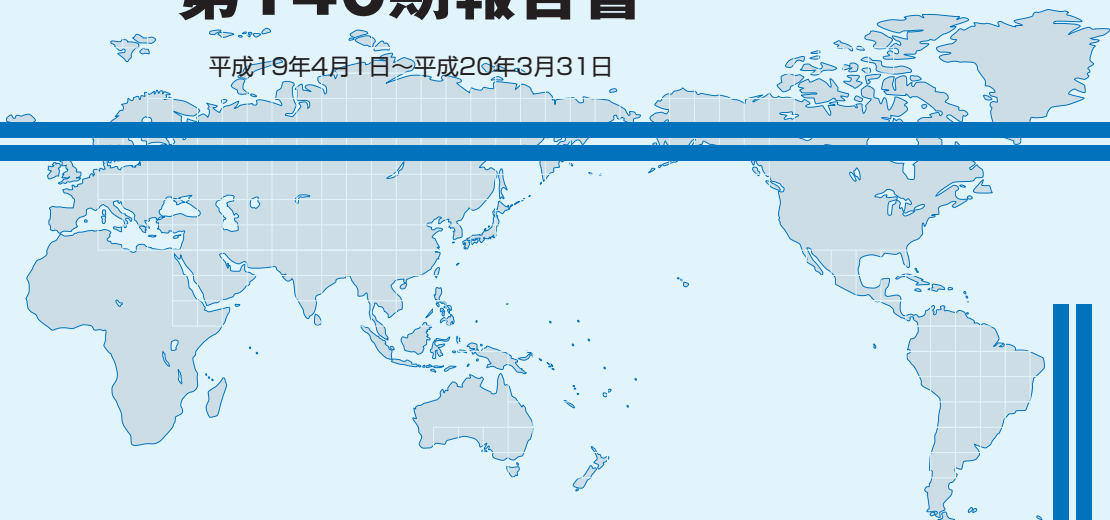


YASDA



第140期報告書

平成19年4月1日～平成20年3月31日



安田倉庫株式会社

(証券コード：9324)

株主の皆様へ	1
第140回定時株主総会招集ご通知添付書類	2
事業報告	2
連結貸借対照表	23
連結損益計算書	24
連結株主資本等変動計算書	25
貸借対照表	30
損益計算書	31
株主資本等変動計算書	32
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）	37
計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）	38
監査役会の監査報告書（謄本）	39
トピックス	41
株主メモ	

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
第140期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の報告書をお届けするにあたり一言ご挨拶申し上げます。

当期の日本経済は、年度前半は緩やかな回復基調にありましたが、年度後半に入りますとサブプライム問題などによる米国経済の減速や株式・為替市場の変動、エネルギー・原材料価格の高騰などから景気後退懸念が強まり、企業の経営を取り巻く環境は依然、予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当期は中期経営計画「プラン3C」の初年度でありました。「サプライチェーンを支える優れた物流企業」という新しい安田ブランドを創造すべく、将来に向け安定した経営基盤を築くため、ハード面、ソフト面ともに積極的な設備投資を行ってまいりました。この結果、当期の業績は営業収益、営業利益はともに前期を上回ることができましたが、経常利益は、支払利息の増加などの影響によりわずかではあります前期を下回るものとなりました。

当社といたしましては、このような状況を勘案し、当期の期末配当を1株につき7円（中間配当を加えますと通期では1株につき14円）とすることを第140回定時株主総会でご提案申し上げます。

本年度、当社グループは中期経営計画の2年目にあたります。新たな事業拠点や前年度に当社グループの一員となった日本ビジネス ロジスティクス(株)を含めた関係会社の営業力を最大限に活用し、グループの総合力により事業展開を推し進め、一層の業績拡大につとめてまいります。特に、物流事業部門では、国内物流拠点のフル稼働を図るとともに、海外拠点の増設も視野に入れながら、安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司の機能等を活かした国際一貫物流事業を強化してまいります。また、不動産事業部門では既存施設の稼働率の維持・向上につとめ東京、横浜における当社所有地の再開発に向けた準備を進めてまいります。

本年度も当社グループは中期経営計画の目標達成に全力で取り組み、顧客満足の向上を図り、企業価値の向上に努めてまいります。また、ISO活動の推進、内部統制システム、コンプライアンス体制の充実と強化を継続的に行い、経営品質を向上してまいります。そして、企業価値と経営品質の向上を通じて、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと存じます。

株主の皆様には今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年6月



取締役社長

田中 稔

事業報告 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半では緩やかな拡大を続けた一方、年度後半では米国経済の不調及びエネルギー・原材料価格高の影響などから停滞感が強まりました。

倉庫物流業界においては、普通倉庫21社統計において入庫高及び保管残高ともに年度後半に入り減速傾向が強まり、厳しさの見られる事業環境でありました。

不動産業界においては、空室率が低水準を維持するとともに賃料水準も安定的に推移し、概ね良好な事業環境となりました。

このような環境のなかで当社グループは、物流事業部門ではお客様の物流アウトソーシングニーズを積極的に開拓する営業を展開し収益増加に努めるとともに、物流ネットワークの強化・拡充の一環として埼玉県及び大阪府において物流施設を取得しました。不動産事業部門では既存施設の高稼働維持に努めました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は前連結会計年度比2,642百万円増(8.9%増)の32,320百万円、営業利益は同47百万円増(1.5%増)の3,274百万円、支払利息の増加により経常利益は同12百万円減(0.4%減)の3,099百万円、当期純利益は、株式市況の低迷に伴う投資有価証券評価損148百万円の発生があり、同58百万円減(3.4%減)の1,664百万円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

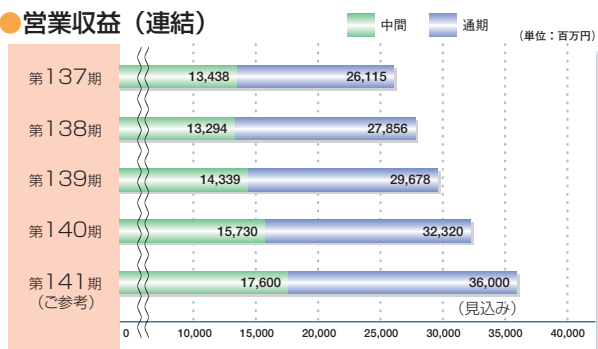
物流事業部門では、お客様の物流一括受託に注力するとともに、情報システム及び物流システムを強化すること等により既存のお客様との取引拡大に努めました。保管料は一般貨物及び文書保管箱数の増加により増加しました。倉庫作業料は、新規業務の受託及び既存業務の取扱増加により増加しました。陸運料は、医薬品・精密機器等の輸送増により増加しました。

この結果、物流事業部門の営業収益は前連結会計年度比2,292百万円増(9.4%増)の26,745百万円、営業利益は同178百万円増(6.4%増)の2,978百万円となりました。

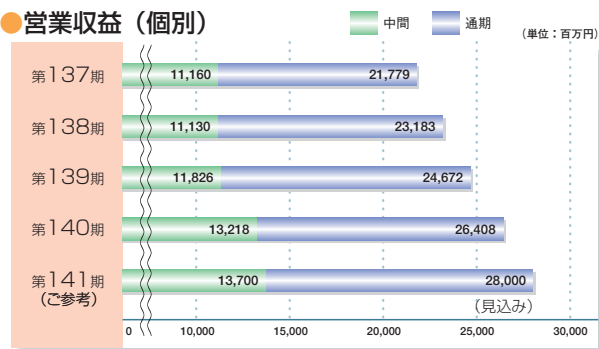
不動産事業部門では、テナントの変動に対応したきめ細かな営業活動を行うことにより賃貸施設を安定的に稼働させました。また、テナントから受注した工事に係わる収益が拡大しました。

この結果、不動産事業部門の営業収益は前連結会計年度比335百万円増(5.9%増)の5,969百万円、営業利益は同89百万円増(4.1%増)の2,276百万円となりました。

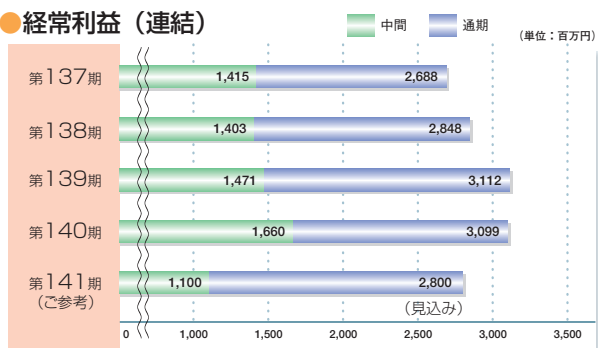
●営業収益（連結）



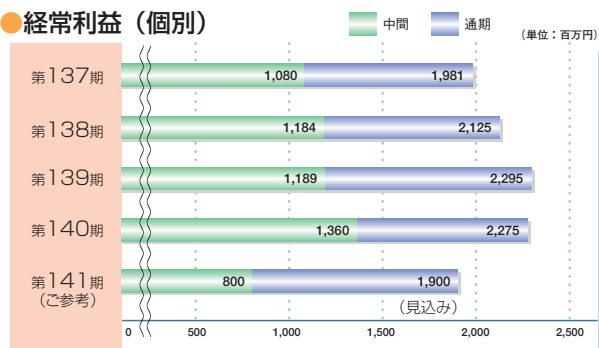
●営業収益（個別）



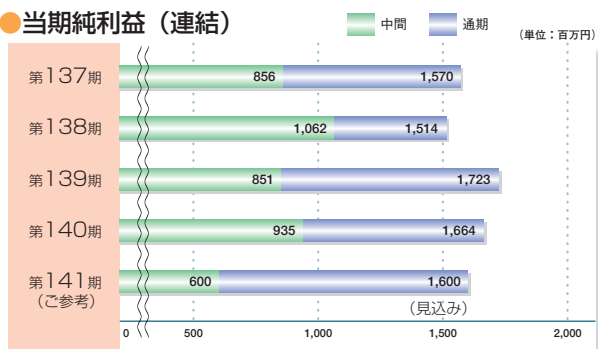
●経常利益（連結）



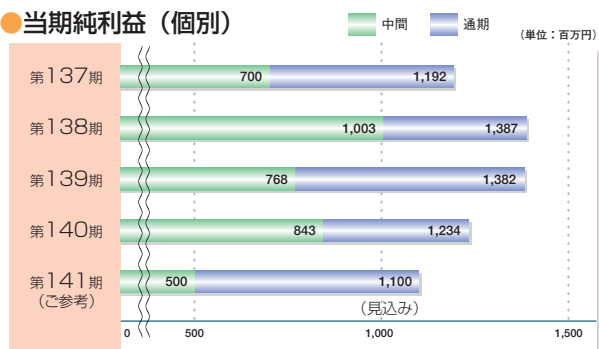
●経常利益（個別）



●当期純利益（連結）



●当期純利益（個別）



※上記に記載した第141期の業績見込み数値は、平成20年5月12日現在において入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記見込み数値と異なる場合があります。

企業集団の事業セグメント別営業収益

事業の種類別 セグメントの名称	第139期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)		第140期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
物 流 事 業	24,452	82.4	26,745	82.8	2,292	9.4
不 動 産 事 業	5,634	19.0	5,969	18.5	335	5.9
消 去	△408	△1.4	△393	△1.3	15	—
合 計	29,678	100.0	32,320	100.0	2,642	8.9

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は11,993百万円で、その主なものは以下のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成、または取得した主要設備

<当社>

- YOURS II 平成19年4月完成
(全社) (基幹情報システム)
- 北海道函館賃貸施設 平成20年3月完成
(不動産事業) (鉄骨鉄筋コンクリート造14階建、延床面積16,947㎡)
- 加須第二営業所倉庫 平成19年12月取得 平成20年4月営業開始
(物流事業) (鉄骨造2階建、延床面積17,959㎡)
- 大阪営業所倉庫 平成19年12月取得 平成20年4月営業開始
(物流事業) (鉄筋コンクリート造4階建、延床面積18,735㎡)

(2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

<当社>

- 横浜市中区新山下倉庫 平成20年11月完成予定
(物流事業) (鉄骨鉄筋コンクリート造4階建、延床面積17,794㎡)

(3) 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社グループは、設備投資等の資金として長期借入金14,320百万円を調達いたしました。

4. 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、企業収益が伸び悩むなか、株式・為替市場の変動や原油価格の動向等から景気の下振れリスクが高まっており、倉庫物流業界・不動産業界ともに厳しい事業環境で推移するものと見込まれます。

当社グループでは当連結会計年度を初年度とする中期3カ年計画「プラン3C」を策定いたしました。その基本目標は、

- (1) きめ細かなロジスティクス機能を基礎として「サプライチェーンを支える優れた物流企業」という新しい安田ブランドを創造する。
- (2) P（提案）・D（実行）・C（確認）・A（改善）サイクルを磨き、顧客満足をさらに向上させる。
- (3) 業績向上を図り、ステークホルダーの期待に応える。

としております。

当社グループは、この基本目標のもと、次の施策に取り組むことで競争力の強化を図り、業績の一層の向上を目指してまいります。

(1) 物流事業部門

①大規模一括物流業務の受託案件増加

人材育成、提案機能の強化、システム活用及び拠点の増設等を通じて物流事業全般における営業力及びマネジメント力を強化し、大規模一括物流業務の受託案件の増加を図ります。

②国際物流事業の拡大

当社グループの国際展開に関する企画機能を強化するとともに、中国の現地法人の活用と当社グループ海外拠点の増設を進め、一貫輸送を含めた国際輸送及び海外現地物流等の国際物流事業の拡大を図ります。

③引越・トランクルーム事業の拡大

電子化・セキュリティ強化のニーズに対応したサービスを拡充し、トランクルーム事業の拡大を図ります。また、営業体制を強化しオフィス移転を中心とした引越事業の拡大を図ります。

④物流関連サービスの拡大

物流に関連する受発注代行業務及びお客様の施設における物流管理等のアウトソーシングニーズを積極的に開拓することにより、サプライチェーンを支える物流企業としての態勢強化を目指します。また、精密機器のカスタマイズ等を含めた輸送業務等のサービス強化を図ります。

⑤他社との連携・ネットワークの強化

お客様のニーズに応じた問題解決策を幅広く提供するため、株式会社中央倉庫を始めとする他社との協業関係をより一層強化いたします。

(2) 不動産事業部門

① 既存施設の高稼働率維持

既存テナントの動向を的確に把握し効果的な施策を打つことにより、稼働率の維持・向上に努めます。

② 開発適地における不動産事業の拡大

周辺環境の変貌に対応し東京・横浜における当社所有地の再開発計画立案及び準備作業に着手いたします。

(3) 経営品質及び経営資源

① 顧客満足（CS）向上

継続的なサービス品質の向上に努めるほか、コンプライアンスを中心とする経営品質の強化、職場風土・環境の継続的改善による従業員満足（ES）の向上等を通じて、顧客満足（CS）の向上を図ります。

② 連結経営の強化

関係会社を含めて当社グループ共通の品質管理・リスク管理体制の充実を図ります。また、グループ横断的な体制により、財務報告に係わる内部統制システム構築への対応を進めます。

③ 人材の質的向上及び量的拡大

積極的な人材登用、「現場主義」を支える知識・ノウハウの伝承及び教育体系の充実等により人材の質的向上を図るとともに、ビジネスの拡大に応じた人員増強を図ります。

④ 情報システム及び物流システムの充実

新たに開発した基幹情報システム（YOURS II）を活用することにより、情報システム面でのお客様のニーズにきめ細かく対応するとともに、業務効率の向上を目指します。また、技術革新に伴う物流システム機器の研究やお客様のニーズに合わせた物流システムの開発を随時行います。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第137期	第138期	第139期	第140期
	(平成16年4月から平成17年3月まで)	(平成17年4月から平成18年3月まで)	(平成18年4月から平成19年3月まで)	(平成19年4月から平成20年3月まで)
営業収益 (百万円)	26,115	27,856	29,678	32,320
経常利益 (百万円)	2,688	2,848	3,112	3,099
当期純利益 (百万円)	1,570	1,514	1,723	1,664
1株当たり当期純利益 (円)	50.28	48.54	56.80	54.86
総資産 (百万円)	56,356	61,636	65,013	72,357
純資産 (百万円)	26,048	29,292	30,733	29,955
1株当たり純資産額 (円)	856.82	963.74	1,009.60	982.71

(注) 第139期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第137期	第138期	第139期	第140期
	(平成16年4月から平成17年3月まで)	(平成17年4月から平成18年3月まで)	(平成18年4月から平成19年3月まで)	(平成19年4月から平成20年3月まで)
営業収益 (百万円)	21,779	23,183	24,672	26,408
経常利益 (百万円)	1,981	2,125	2,295	2,275
当期純利益 (百万円)	1,192	1,387	1,382	1,234
1株当たり当期純利益 (円)	38.14	44.57	45.56	40.67
総資産 (百万円)	47,745	53,277	56,417	63,688
純資産 (百万円)	24,052	27,177	28,143	26,896
1株当たり純資産額 (円)	791.35	894.34	927.33	886.25

(注) 第139期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ヤスタワークス	20	62.5	荷役業
北海安田倉庫株式会社	100	100.0	倉庫業
安田運輸株式会社	40	100.0	運送業
芙蓉エアカーゴ株式会社	50	100.0	航空貨物取扱代理店業
日本ビジネス ロジスティクス株式会社	50	100.0	貨物利用運送事業
安田倉儲(上海)有限公司	20万米ドル	100.0	倉庫業(中国)
安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司	77万米ドル	70.0	貨物利用運送事業(中国)
株式会社安田ビル	60	100.0	不動産業
株式会社安田エステートサービス	20	100.0	ビル管理業

(注) 平成20年1月に日本アイ・ピー・エムロジスティクス株式会社(現・日本ビジネス ロジスティクス株式会社)の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

7. 主要な事業内容(平成20年3月31日現在)

当社グループは当社と子会社9社で構成され、主として物流事業及び不動産事業並びにこれらに関連する業務を一体となって展開しております。

事業内容	主要業務
物流事業	倉庫業、貨物利用運送事業(自動車、外航海運、航空) 貨物運送事業(自動車)、通関業、港湾運送事業
不動産事業	不動産業(ビル、土地、駐車場等の開発、賃貸借、売買、仲介、管理)

8. 企業集団の主要拠点等（平成20年3月31日現在）

(1) 当社の主要な営業所等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	東 京 都 港 区	大 黒 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
芝 浦 営 業 所	東 京 都 港 区	大 黒 流 通 セ ン タ ー	神 奈 川 県 横 浜 市
平 和 島 営 業 所	東 京 都 大 田 区	東 扇 島 営 業 所	神 奈 川 県 川 崎 市
板 橋 営 業 所	東 京 都 板 橋 区	厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 伊 勢 原 市
大 井 営 業 所	東 京 都 大 田 区	北 大 阪 営 業 所	大 阪 府 茨 木 市
大 井 埠 頭 営 業 所	東 京 都 大 田 区	シ ス テ ム 流 通 セ ン タ ー	東 京 都 港 区
八 王 子 営 業 所	東 京 都 昭 島 市	国 際 輸 送 セ ン タ ー	東 京 都 港 区
加 須 営 業 所	埼 玉 県 加 須 市	上 海 駐 在 員 事 務 所	中 国 上 海
柏 営 業 所	千 葉 県 柏 市	北 京 駐 在 員 事 務 所	中 国 北 京
守 屋 町 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	香 港 駐 在 員 事 務 所	中 国 香 港
本 牧 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	ハ ノ イ 駐 在 員 事 務 所	ベ ト ナ ム ハ ノ イ

(2) 子会社等

名 称	本 社 所 在 地	名 称	本 社 所 在 地
株式会社ヤスダワークス	東 京 都 港 区	安田倉儲(上海)有限公司	中 国 上 海
北海安田倉庫株式会社	北 海 道 札 幌 市	安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司	中 国 上 海
安田運輸株式会社	神 奈 川 県 横 浜 市	株式会社安田ビル	神 奈 川 県 横 浜 市
芙蓉エアカーゴ株式会社	東 京 都 中 央 区	株式会社安田エステートサービス	東 京 都 港 区
日本ビジネス ロジスティクス株式会社	東 京 都 港 区		

(注) 平成20年1月に日本アイ・ビー・エムロジスティクス株式会社（現・日本ビジネス ロジスティクス株式会社）の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

9. 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
824 (616)	+151 (+84)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
304 (69)	+8 (+18)	40.3	15.8

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	8,878
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,385
農 林 中 央 金 庫	2,407
日 本 政 策 投 資 銀 行	4,767
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,490

11. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

12. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

13. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成20年1月に日本アイ・ピー・エム ロジスティクス株式会社（現・日本ビジネス ロジスティクス株式会社）の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

14. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

1. 発行済株式の総数 30,360,000株
2. 株主数 3,963名
3. 大株主及びその持株数

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
ゴールドマン・サックス・インターナショナル株式会社損害保険ジャパン	2,973	9.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,406	7.92
明治安田生命保険相互会社	1,665	5.48
東京海上日動火災保険株式会社	1,604	5.28
東京建物株式会社	1,604	5.28
株式会社みずほコーポレート銀行	1,603	5.27
大成建設株式会社	1,253	4.12
大成建設株式会社	1,252	4.12
安田不動産株式会社	720	2.37
みずほ信託退職給付信託 帝国ピストンリング口	501	1.65
再信託受託者 資産管理サービス信託株式会社ニチレイ	501	1.65

(注) 1. 出資比率は自己株式（11,613株）を控除して計算しております。
2. 上位11名の株主を記載しております。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成20年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
取締役会長 (代表取締役)	田 川 英 明	
取締役社長 (代表取締役)	田 中 稔	
常務取締役	藤 本 隆 生	国際営業部、国際業務室担当 安田倉儲（上海）有限公司董事長 安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司董事長
常務取締役	杉 野 哲 郎	情報システム部担当
常務取締役	森 研 二	物流推進部、陸運営業部担当
常務取締役	蟹 澤 修 一	営業第一、二各部、営業開発部担当
常務取締役	藤 田 久 行	業務部、不動産事業部担当
常務取締役	千 葉 禎 美	経理部、品質管理部担当
取締役	高 丸 博	情報システム部長
取締役	長 嶋 哲 夫	国際営業部長
取締役	松 下 陽 一	営業第一部長
取締役	高 橋 幹 夫	日本ビジネス ロジスティクス株式会社 代表取締役常務取締役
取締役	永 野 明 宏	業務部長
常勤監査役	菅 藤 男	
常勤監査役	中 塚 一 郎	
監査役	津 田 弘 通	
監査役	田 中 敏 男	

(注) 1. 監査役 津田 弘通氏及び監査役 田中 敏男氏は、社外監査役であります。

2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職はございません。

3. 常勤監査役 菅 藤男氏は、当社情報システム部長、業務部長、取締役守屋町営業所長を歴任し現業部門に相当程度の知見を有しております。
常勤監査役 中塚 一郎氏は当社国際営業第二部長、国際営業開発部長を歴任し現業部門に相当程度の知見を有しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (百万円)
取 締 役	13	269
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	44 (16)
合 計	17	314

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないこととする。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任監査役 1名 4百万円

3. 社外役員に関する事項

- (1) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
 該当事項はありません。
- (2) 他の会社の社外役員の兼任状況
 監査役 津田 弘通氏は、八洲電機株式会社の社外監査役であります。
- (3) 主要取引先等特定関係事業者との関係
 特別の関係はありません。
- (4) 当事業年度における主な活動状況
 ①取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会 (14回開催)		監 査 役 会 (12回開催)	
	出 席 回 数 (回)	出 席 率 (%)	出 席 回 数 (回)	出 席 率 (%)
監 査 役 津 田 弘 通	13	93	12	100
監 査 役 田 中 敏 男	13	93	12	100

②取締役会における発言状況

監査役 津田 弘通氏は、主に経営・財務管理の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役 田中 敏男氏は主に経営・営業管理の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 新日本監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

4. 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システム構築にあたり、新日本監査法人に対して助言業務等を委託しております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の合意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

VI. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
 - ② 取締役の職務執行は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査役の監査対象となる。
 - ③ 取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループの事業推進に係わる損失の危険（以下、リスクという。）の管理に関しては、組織規程、職務権限規程及び関係会社管理規程並びに営業管理規程等の諸規程に従い、各部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、品質管理部がリスク管理の統括を行う。各部門の長は、物流事業推進会議、不動産事業推進会議及び常務会等を通じて、定期的にリスクの管理状況を取締役へ報告する。
 - ② 個々のリスクに関しては、各分野においてリスク管理を行う委員会を以下の通り設置し、リスク管理施策の徹底を図る。

a. コンプライアンスに関するリスク	コンプライアンス委員会
b. 情報セキュリティに関するリスク	情報セキュリティ管理委員会
c. 品質・環境に関するリスク	品質・環境管理委員会
d. 顧客満足に関するリスク	CS向上委員会
e. 安全衛生に関するリスク	中央安全衛生委員会
f. 自然災害に関するリスク	防災委員会
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は原則として月一回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、社長以下の役付取締役で常務会を組織する。常務会は取締役会の付議事項を協議するとともに、取締役会決議事項の細目の処理を検討し、あわせて社長の業務執行を補佐する。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程及び稟議規程等においてそれぞれの責任者、その責任及び執行手続きの詳細について定める。
 - ③ 目標の明確な付与を通して競争力の強化を図るために、中期経営計画を策定するとともに、全社及び各部所の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。月次の業績については、取締役会並びに物流事業推進会議及び不動産事業推進会議で討議する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンス推進のため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属組織として設置し、コンプライアンスの啓蒙を図る。
 - ③ 業務運営の適正化を図るため、すべての部所を対象として内部監査室が定期的に内部監査を実施する。内部監査の結果は社長及び関係各部所に報告される。
 - ④ 取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。
- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 企業行動憲章及び社員行動指針を当社グループ全体に適用する規範として定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。
 - ② グループ各社の経営管理については、関係会社管理規程において関係会社の統轄部及び担当部を定め、管理及び内部監査を行う。
 - ③ 社長、役付取締役、監査役及び関係会社社長が出席する関係会社連絡会を定期的に開催し、連結統治の強化を図る。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査役会の要請に応じ、内部監査室所属の使用人のうち必要な人員を任命する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査役会の意見を事前に求め、これを尊重する。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生するおそれのあるときは、監査役に報告する。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席または付議事項の説明を受け関係資料を閲覧できる。

- ③監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できる。
 - ④取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況の報告を行う。
- (10) その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換の機会を設ける。
 - ②内部監査室は監査役との連携を保ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第127条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（株式会社の支配に関する基本方針）を平成19年4月26日開催の取締役会において定めましたが、平成20年4月25日開催の定時取締役会にて「会社の支配に関する基本方針および当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決議し、平成20年6月26日開催の第140回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て発効する予定です。

その内容は以下のとおりです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

近時、わが国の資本市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大量買付等を行う動きも顕在化しておりますが、当社は、このような株式の大量買付等であっても、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付等の買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付等の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者からより有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が事業の核とする物流事業および不動産事業は、公共性の高い業種であり、その社会的使命に基づき中長期的視点から計画的に設備投資を実施することが求められ、また投下資本の回収には相当の長期間を必要とする特徴があります。永年にわたり経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績に基づき、当社の企業価値を確保・向上させるためには、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在が必要不可欠です。

当社株式の大量買付等を行う者（以下、「買収者」という）が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させることができるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付等の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者に関する情報も把握した上で、当該大量買付等が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付等が強行される場合には、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、発展・成長していくための基本的な考え方として「企業理念」を「信頼・創造・挑戦」と制定し、企業理念を具現化するものとして、「経営理念」を「健全な企業活動を通じ、お客様、株主、従業員、地域社会の期待に応え豊かさや夢を実現する。」と明文化しております。これらを企業活動の基軸として物流事業および不動産事業を展開し、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上につとめてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績にあります。具体的には、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在であります。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後も継続し、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記1.のとおり、倉庫業を基盤とする物流事業と、東京・横浜での不動産賃貸業を核とする不動産事業を中心に、長期にわたり経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

また、当社を取り巻く経済環境や物流業界における様々な変化(Change)に対応し新たな安田ブランドの創造(Creation)と顧客満足(CS)のさらなる向上を実現するため、2007年に中期経営計画「プラン3C」を策定し、業容拡大と経営品質向上を推進しています。

同計画の基本目標は以下のとおりです。

- (a) きめ細かなロジスティクス機能を基礎として「サプライチェーンを支える優れた物流企業」という新しい安田ブランドを創造する
- (b) P(提案)・D(実行)・C(確認)・A(改善)サイクルを磨き、顧客満足をさらに向上させる
- (c) 業績向上を図り、ステークホルダーの期待に応える

これらの基本目標の達成に向けた基本方針は以下の通りです。

- ①「人」・「仕組み」・「システム」のレベルアップにより物流事業の基礎体力とマネジメント力を強化する
- ②外部資源の活用や物流関連サービスの拡大により顧客ニーズに応じた問題解決策を幅広く提供する
- ③東アジアでのビジネス展開を加速する
- ④トランクルーム・引越・輸送部門の規模を拡大する
- ⑤開発適地における不動産事業拡大を継続する
- ⑥コンプライアンスを核として経営品質を維持向上させる
- ⑦他社との連携・ネットワークを強化する

当社は、以上のような基本目標および基本方針に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3. 本基本方針に照らして不適切な者により当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本プランを導入いたします。なお、本プランの導入は、本プランの導入に関する議案(定款変更を含む議案とすることを予定しております)を本株主総会に付議し、株主の皆様にご承認いただくことを条件として発効するものとします。

(1) 本プランの導入の目的

当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、(2)以下に定めるところに基づいた具体的な対応策の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項が付された新株予約権の無償割当てその他当社取締役会が適切と認める対抗措置(以下、「新株予約権の無償割当て等」という)を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)とします。

(2) 本プランについて

(a) 本プランの概要

当社は、下記(b)に定める買付等(以下、「大量買付行為」という)を行う者または提案する者(以下、「大量買付者」という)に対し、下記(c)以下に定める手続き(以下、「大量買付ルール」という)に従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報の提供を受け、これを当社取締役会および下記(d)の独立委員会が検討するために必要な時間を確保します。

その検討の結果、下記(e)①のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件などを内容とする新株予約権(以下、「本新株予約権」という)を、その時点の当社以外の株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てることその他

当社取締役会が適切と認める措置をとることができるものとします。

(b) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（以下、「大量買付行為」という）がなされる場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

②当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 大量買付ルールの詳細

①意向表明書の提出

まず、大量買付者は、当社取締役会に対して、大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言を記載した意向表明書を提出することとします。

意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大量買付行為の概要等を明示することとします。

②情報提供

次に、大量買付者は、当社取締役会に対して、以下に定めるとおり、株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大量買付情報」という）を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社指定の書式で提供することとします。

(i) 情報提供の方法

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報のリストを当該大量買付者に交付します。大量買付者は、当社取締役会が指定する期限内に当社取締役会宛に当該リストに従って大量買付情報を提出することとします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分と考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めたとえ、大量買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者は、当該回答期限までに大量買付情報を追加的に提出することとします。

当社取締役会は、大量買付行為の提案および大量買付情報の提供が完了した事実は速やかに開示します。また、当社株主の皆様への合理的な判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、当社取締役会に提供された大量買付情報の全部または一部を開示します。

(ii) 情報提供の内容

大量買付者に提供していただく情報は、大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、その主な項目は以下のとおりとします。

(A) 大量買付者グループの詳細

大量買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者その他の構成員を含み、複数人または複数社含まれる場合はそのすべてを意味し、以下「大量買付者グループ」という）の名称、資本構成、主要出資者（組合員その他の構成員を含む）の名称、その経歴、沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験、当社事業と同種の企業ないし事業の経営に関与したことがあり、または実際に営むときは、その決算情報、セグメント情報など

(B) 大量買付行為の目的、方法および内容

大量買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性など

(C) 大量買付行為実行の資金の調達方法

大量買付行為に必要な資金の総額および資金調達の方法・条件（資金提供者の氏名または名称、関連する取引の内容）など

(D) 買付価格の算定根拠

算定方法、算定の前提事実、および算定に用いた数値に関する情報など

(E) 大量買付行為完了後の経営方針、事業計画

大量買付行為完了後における当社および当社グループの経営方針、事業計画（業種・業態転換の可能性の有無を含む）、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、並びにこれらの計画実現の可能性とリスクの有無など

(F) 利害関係者の処遇方針

大量買付行為完了後における当社の従業員、取引先、お客様、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

(G) その他、当社取締役会または後記 (d) 記載の独立委員会が合理的に必要と判断する情報

③取締役会および独立委員会による評価等

(i) 評価期間

当社取締役会には、当社取締役会が求める大量買付情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、替案立案等のための期間（以下、「評価期間」という）として以下の期間が与えられるものとします。

(A) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より60日間

(B) その他の大量買付行為の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より90日間

ただし、評価期間の終了までに、後記 (d) 記載の独立委員会が大量買付情報の評価、検討、意見形成、代替案立案、対抗措置の発動に関する勧告をなし得ず、合理的な範囲内において評価期間を延長する（延長期間は最大30日とする）旨の勧告を行ったときは、当社取締役会は、評価期間を延長する理由、延長期間等を開示のうえ、評価期間を延長するものとします。

(d) 独立委員会の設置

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。

当社取締役会は、大量買付者による意向表明書の提出がなされたとき、または大量買付行為の事実・動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、独立委員会に対し、大量買付情報および関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえ、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等に基づき対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動・不発動について決議し、その内容を開示するものとします。

(e) 対抗措置の発動の条件とその内容等

①発動の条件

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がなされた場合であって、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときには対抗措置の発動を決議するものとします。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置は発動しないものとします。ただし、大量買付者の提案が「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」であるとして独立委員会により対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときは、対抗措置の発動を決議することができます。

独立委員会は、大量買付者の提案が「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」ではないと判断した場合は、その旨と対抗措置を発動すべきではない旨の勧告を行います。ただし、独立委員会は、一旦対抗措置を発動すべきではない旨の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による買付等が発動の条件に該当すると判断し、対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、対抗措置を発動する旨の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

なお、取締役会および独立委員会は、大量買付者の買付行為が下記のいずれかの類型に該当する場合には、「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」に該当するものと判断します。

(A) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ・ 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者やそのグループの利益を実現する経営を行うような行為

- ・ 当社の資産を大量買付者やそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をもって高値で売り抜ける行為
- (B) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）等の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (C) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下、「当社利害関係者」という）の処遇等の方針等を含む）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合
- (D) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、お客様、取引先等との関係、または当社および当社グループの企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (E) 大量買付者による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値もしくは株主共同の利益を著しく毀損する重大なおそれのある買付等である場合
- (F) 大量買付者またはそのグループが公序良俗の観点から会社の支配株主として不適切であると判断される場合

②発動の判断

当社取締役会は、独立委員会を招集し、大量買付情報およびこれに関連する情報、大量買付者の大量買付ルール遵守状況等を開示したうえで、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、当社取締役会から開示された大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等並びに独自に収集した情報を検討し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の判断の客観性および合理性を担保するために大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づいて、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら、かつ独立委員会からの勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非を決議します。

独立委員会が、対抗措置の発動の勧告を行った場合で、当社取締役会が対抗措置の発動が相当であると判断するときは、後記③の新株予約権の無償割当て等、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動（以下、合わせて「対抗措置の発動」という）します。

③対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置を発動すると決定した時点で、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を選択します。

④発動の中止

当社取締役会により当該対抗措置の発動が決定された後、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または当該対抗措置発動決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、独立委員会が前記①のいずれの類型にも該当しない、もしくは該当しても対抗措置を発動することが適切でないとして判断し、その旨の勧告を行った場合は、取締役会は対抗措置の発動の中止（対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その発行の中止または無償取得をいいます）を判断することとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本株主総会の承認によりその効力を生じるものとし、本株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでその効力を有するものとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会にて選任された取締役で構成される取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします（なお、当社は取締役の任期を1年としているため、速やかに変更または廃止することが可能となっております）。また、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成20年4月25日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の

新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本プランの条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(4) 株主の皆様への影響

(a) 本プラン導入時に株主の皆様と与える影響

本プラン導入時においては、本新株予約権の無償割当て等自体を行わないため、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

(b) 本新株予約権の無償割当て等の実行時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、これに係る決議において、別途定める割当て基準日における株主の皆様に対し、取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当て基準日における当社の最終の発行済み株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）の同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において別途定める数の本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、その行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他本新株予約権に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式は希釈化されることとなります。

但し、当社は、当社取締役会の決定により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様においては、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化が生じることはなく、影響はありません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該確定の後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(c) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(i) 名義書換の手続

当社取締役会において、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て基準日を公告します。割当て基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権が無償にて割当てられるので、株主の皆様においては、速やかに株式の名義書換手続を行う必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です）。

なお、割当て基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、表明保証内容に誤りがあった場合の新株予約権の取扱い等についての補償条項、その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(iii) 本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者グループに属する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランが本基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に

関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付等がなされた際に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために当該大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様によるご承認をもって発効することとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、上記3. (3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランには有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、これを継続するか否かを株主の皆様にご判断いただくこととなります。さらに、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合（変更、廃止についても株主総会決議事項とする定款変更を予定しております）には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、本プランの発効等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、企業価値評価の専門家等を含む）のアドバイスまたは意見を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

また、独立委員会の判断概要については情報開示をすることとし、当社の企業価値および株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(e) 合理的な客観的発効要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発効されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発効を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会においてその廃止を決議することにより本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発効を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社は取締役の任期を1年としているため、スローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発効を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果もありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は倉庫業を中心とする物流事業およびオフィスビル賃貸を中心とする不動産事業を主な事業としており、両事業ともに相応の設備投資を要する事業であります。従いまして、当社では今後の事業展開に備えるため、適正な利益配分を行うことを基本方針としております。剰余金の配当については、利益水準及び配当性向等を勘案し安定的な配当を維持してまいりたいと考えております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保資金については、当社を取り巻く状況の変化に柔軟に対応すべく、物流施設、不動産施設の整備・拡充および情報システムの開発等、事業基盤強化の原資として有効に活用するとともに、借入金の返済にも充当し、中長期的な業績の安定と向上による企業価値の増大を図ることで、株主各位のご期待にお応えできるよう努めてまいります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 平成20年3月31日現在	前 期(ご参考) 平成19年3月31日現在	科 目	当 期 平成20年3月31日現在	前 期(ご参考) 平成19年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	7,862	6,740	流動負債	15,540	13,930
現金及び預金	2,621	2,454	営業未払金	2,152	1,976
受取手形及び営業未収金	4,369	3,759	短期借入金	4,550	4,350
繰延税金資産	348	312	1年以内に返済予定の長期借入金	6,287	5,335
その他の流動資産	534	219	未払法人税等	643	696
貸倒引当金	△10	△5	未払費用	765	702
固定資産	64,495	58,273	役員賞与引当金	—	48
(有形固定資産)	(52,310)	(42,605)	その他の流動負債	1,141	820
建物及び構築物	32,239	26,852	固定負債	26,862	20,349
機械装置及び運搬具	844	928	長期借入金	18,055	10,912
工具、器具及び備品	546	486	繰延税金負債	2,028	3,350
土地	17,852	13,281	退職給付引当金	1,805	1,846
建設仮勘定	827	1,058	役員退職慰労引当金	349	288
(無形固定資産)	(1,993)	(2,001)	受入協力金・保証金	4,345	3,872
借地権	737	737	のれん	—	19
ソフトウェア	1,179	216	その他の固定負債	278	59
ソフトウェア仮勘定	16	984	負債合計	42,402	34,279
その他の無形固定資産	60	63	(純資産の部)		
(投資その他の資産)	(10,190)	(13,666)	株主資本	26,630	25,390
投資有価証券	7,912	11,457	資本金	3,602	3,602
繰延税金資産	571	494	資本剰余金	2,790	2,790
その他の投資	1,803	1,811	利益剰余金	20,243	19,003
貸倒引当金	△95	△96	自己株式	△5	△4
資産合計	72,357	65,013	評価・換算差額等	3,193	5,249
			その他有価証券評価差額金	3,188	5,243
			為替換算調整勘定	5	5
			少数株主持分	131	93
			純資産合計	29,955	30,733
			負債・純資産合計	72,357	65,013

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目				当 期 平成19年4月 1日から 平成20年3月31日まで	前 期(ご参考) 平成18年4月 1日から 平成19年3月31日まで
営	業	収	益	32,320	29,678
保	倉	管	料	5,634	5,356
陸	庫	作	業	4,949	4,538
国	際	運	料	8,178	7,421
物	流	物	取	5,526	5,285
不	動	賃	貸	1,718	1,609
そ	の	賃	貸	4,634	4,526
			他	1,678	940
営	業	原	価	26,433	24,184
作	業	業	費	13,888	12,875
人	賃	借	料	4,817	4,442
租	減	償	却	1,546	1,440
減	の		税	695	656
そ			費	1,958	1,833
			他	3,526	2,935
営	業	総	利	5,887	5,493
販	売	及	び	2,613	2,266
報	酬	給	料	1,081	979
福	利		費	125	112
役	員	賞	与	—	48
退	職	給	付	39	55
役	員	退	職	55	54
減	償	却	却	308	73
支	払	手	数	334	340
租			税	191	134
そ			他	477	467
営	業	利	益	3,274	3,227
営	業	外	収	214	182
受	取	取	配	2	2
受	の	れ	ん	155	128
雑			償	30	19
			却	25	31
営	業	外	費	389	297
支	払	利	息	381	290
雑		支	出	8	6
経	常	利	益	3,099	3,112
特	別	利	益	15	6
固	定	資	産	1	6
事	業	譲	渡	14	—
特	別	損	失	239	111
固	定	資	産	81	106
投	資	有	価	148	—
一	ス	契	約	3	4
貸	倒	引	当	6	—
税	金	等	調	2,874	3,007
法	人	税	、	1,210	1,216
法	人	税	等	△11	51
少	数	株	主	10	15
当	期	純	利	1,664	1,723

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

■当期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	3,602	2,790	19,003	△4	25,390
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△424		△424
当期純利益			1,664		1,664
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,240	△0	1,239
平成20年3月31日残高	3,602	2,790	20,243	△5	26,630

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	5,243	5	5,249	93	30,733
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△424
当期純利益					1,664
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△2,055	△0	△2,056	38	△2,017
当連結会計年度中の変動額合計	△2,055	△0	△2,056	38	△778
平成20年3月31日残高	3,188	5	3,193	131	29,955

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称

9社

(株)ヤスダワークス、北海安田倉庫(株)、安田運輸(株)、芙蓉エアカーゴ(株)、日本ビジネス ロジスティクス(株)、安田倉儲（上海）有限公司、安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司、(株)安田ビル、(株)安田エステートサービス

なお、従来、非連結子会社であった安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司は、平成19年5月より営業を開始し、重要性が増したことから当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしております。また、平成20年1月に日本アイ・ビー・エム ロジスティクス(株)（現・日本ビジネスロジスティクス(株)）の株式を取得したことにより同社を、当連結会計年度から連結範囲に含めることとしております。

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の営業年度等に関する事項

連結子会社のうち、安田倉儲（上海）有限公司及び安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司の事業年度末日は、12月31日であります。計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度末日は連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(有価証券)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(有形固定資産)

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日

以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ15百万円減少しております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ88百万円減少しております。

（無形固定資産）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

（3）重要な引当金の計上基準

（貸倒引当金）

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（役員賞与引当金）

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

（退職給付引当金）

なお、当連結会計年度において、役員報酬及び役員賞与の算定及び支給方法を見直した結果、当連結会計年度に係る負担額はありません。従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また、過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

（役員退職慰労引当金）

役員の退職慰労金の支払いに充てるため、内規に基づき、連結

(4) 重要なリース取引の処理方法	会計年度末要支給額を計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(5) 重要なヘッジ会計の方法	
①ヘッジ会計の方法	特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象	
・ヘッジ手段	デリバティブ取引（金利スワップ取引）
・ヘッジ対象	長期借入金
③ヘッジ方針	固定金利を市場の実勢金利に合わせて変動化する場合や将来の金利上昇リスクをヘッジするために変動金利を固定化する目的で、「金利スワップ取引」を利用しているのみであり、投機目的の取引は行っておりません。
(6) 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法を採用しております。
6. のれんの償却に関する事項	効果の発現すると認められる期間（5年）にわたって償却することを原則としておりますが、重要性が乏しい場合には発生年度の損益として処理することとしております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

1. 企業結合及び事業分離等に関する会計基準

当連結会計年度より「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物及び構築物	14,223百万円
	機械装置及び運搬具	295百万円
	土地	3,807百万円
	計	18,326百万円
(2) 担保に係る債務	長期借入金	16,352百万円
	1年以内に返済予定の長期借入金	5,204百万円
	計	21,556百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 44,122百万円
3. 保証債務
- (1) 当社の従業員の銀行借入に対して、11百万円の保証を行っております。
- (2) 共同事業者の共同ビルテナントからの預り保証金の返済に対し、連帯保証を行っております。
- 大塚産業(株) 20百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 30,360,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	212	7	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月9日 取締役会	普通株式	212	7	平成19年9月30日	平成19年12月11日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成20年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	212	7	平成20年3月31日	平成20年6月27日

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 982円71銭
2. 1株当たり当期純利益 54円86銭

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
	平成20年3月31日現在	平成19年3月31日現在		平成20年3月31日現在	平成19年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	6,249	5,418	流動負債	13,788	11,730
現金及び預金	1,639	1,445	営業未払金	2,216	2,304
受取手形	59	76	短期借入金	4,810	4,280
営業未収金	3,084	3,098	1年以内に返済予定の長期借入金	4,983	3,576
前払費用	48	44	未払金	432	137
繰延税金資産	209	210	未払法人税等	385	485
短期貸付金	843	411	未払消費税等	—	53
その他の流動資産	368	135	未払費用	474	449
貸倒引当金	△3	△3	前受金	389	338
固定資産	57,438	50,998	預り金	97	67
(有形固定資産)	(45,600)	(35,679)	役員賞与引当金	—	39
建物	27,272	21,723	固定負債	23,003	16,543
構築物	526	475	長期借入金	15,459	8,247
機械及び装置	679	737	繰延税金負債	2,247	3,570
車輛及び運搬具	1	1	退職給付引当金	1,453	1,604
工具、器具及び備品	490	451	役員退職慰労引当金	318	274
土地	15,802	11,231	受入協力金・保証金	3,246	2,787
建設仮勘定	827	1,058	その他の固定負債	278	59
(無形固定資産)	(1,914)	(1,936)	負債合計	36,791	28,273
借地権	737	737	(純資産の部)		
ソフトウェア	1,144	200	株主資本	23,708	22,899
電話電信利用権	14	14	資本金	3,602	3,602
ソフトウェア仮勘定	16	984	資本剰余金	2,790	2,790
その他の無形固定資産	1	0	資本準備金	2,790	2,790
(投資その他の資産)	(9,924)	(13,382)	利益剰余金	17,320	16,511
投資有価証券	7,912	11,391	利益準備金	462	462
関係会社株式	561	456	その他利益剰余金	16,858	16,049
長期貸付金	143	165	固定資産圧縮積立金	1,294	1,313
差入保証金	923	926	別途積立金	14,000	13,100
その他の投資	479	539	繰越利益剰余金	1,564	1,636
貸倒引当金	△95	△96	自己株式	△5	△4
資産合計	63,688	56,417	評価・換算差額等	3,188	5,243
			その他有価証券評価差額金	3,188	5,243
			純資産合計	26,896	28,143
			負債・純資産合計	63,688	56,417

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目				当 期 平成19年4月 1日から 平成20年3月31日まで	前 期(ご参考) 平成18年4月 1日から 平成19年3月31日まで
営	業	収	益	26,408	24,672
保	倉	管	料	5,461	5,194
庫	作	業	料	4,683	4,388
陸	運		料	7,231	6,547
国	際	貨	取	3,525	3,513
物	流	物	扱	1,826	1,686
不	動	産	賃	3,102	3,003
そ	の		他	576	338
営	業	原	価	22,161	20,773
作	業	費	費	13,987	12,877
人	件	借	料	2,392	2,161
賃	借		税	1,215	1,178
租	償	却	費	593	563
減	の		他	1,647	1,524
そ				2,324	2,467
営	業	総	利	4,246	3,899
販	費	及	一	2,090	1,757
報	酬	給	料	746	672
福	利		費	82	77
役	員	賞	与	—	39
退	職	給	付	34	49
役	員	退	職	48	48
減	支	償	却	299	60
租	払	手	数	310	313
そ	の		税	185	103
			他	382	392
営	業	利	益	2,155	2,141
営	業	外	収	430	373
受	取	利	息	11	9
受	取	配	当	407	349
雑	収		入	10	13
営	業	外	費	310	219
支	払	利	息	310	215
雑	支		出	0	4
経	常	利	益	2,275	2,295
特	別	利	益	—	4
特	別	損	失	235	32
固	定	資	産	—	4
固	定	資	産	79	—
投	資	有	価	148	27
リ	一	ス	契	1	4
貸	倒	引	当	6	—
税	引	前	当	2,039	2,268
法	人	税	、	770	837
法	人	税	等	34	47
当	期	純	利	1,234	1,382

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

■当期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計		その他利益剰余金					
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成19年3月31日 残高	3,602	2,790	2,790	462	1,313	13,100	1,636	16,511	△4	22,899
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△424	△424		△424
固定資産圧縮積立金の取崩					△18		18	—		—
別途積立金の積立						900	△900	—		—
当期純利益							1,234	1,234		1,234
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△18	900	△71	809	△0	808
平成20年3月31日 残高	3,602	2,790	2,790	462	1,294	14,000	1,564	17,320	△5	23,708

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成19年3月31日 残高	5,243	5,243	28,143
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△424
固定資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
当期純利益			1,234
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△2,055	△2,055	△2,055
事業年度中の変動額合計	△2,055	△2,055	△1,246
平成20年3月31日 残高	3,188	3,188	26,896

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- (1) 子会社株式
- (2) その他有価証券 時価のあるもの

時価のないもの

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産

移動平均法による原価法。

期末日の市場価格等に基づく時価法。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)移動平均法による原価法。

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12百万円減少しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ83百万円減少しております。

- (2) 無形固定資産

定額法。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

なお、当事業年度において、役員報酬及び役員賞与の算定及び支給方法を見直した結果、当事業年度に係る負担額はありません。

- (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内

- の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。
- また、過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払いに充てるため、内規に基づき、期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段
 - ・ヘッジ対象
- (3) ヘッジ方針
- デリバティブ取引（金利スワップ取引）
長期借入金
固定金利を市場の実勢金利に合わせて変動化する場合や将来の金利上昇リスクをヘッジするために変動金利を固定化する目的で、「金利スワップ取引」を利用しているのみであり、投機目的の取引は行っておりません。
6. 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

会計の方針の変更に関する注記

1. 企業結合及び事業分離等に関する会計基準

当事業年度より「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	10,131百万円
	構築物	82百万円
	機械及び装置	176百万円
	土地	883百万円
	計	11,273百万円
(2) 担保に係る債務	長期借入金	13,916百万円
	1年以内に返済予定の長期借入金	4,066百万円
	計	17,982百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 39,497百万円

3. 保証債務

(1) 関係会社等の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

従業員（住宅資金等）	11百万円
(株)安田ビル	1,320百万円
北海安田倉庫(株)	132百万円
芙蓉エアカーゴ(株)	79百万円
計	1,543百万円

(2) 共同事業者の共同ビルテナントからの預り保証金の返済に対し、連帯保証を行っております。

大塚産業(株)	20百万円
短期金銭債権	860百万円
長期金銭債権	143百万円
短期金銭債務	1,535百万円
長期金銭債務	146百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	営業収益	409百万円
	営業原価	7,208百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高		351百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	11,613株
----------------------	------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金限度超過額	581百万円
賞与引当金限度超過額	143百万円
未払事業税	32百万円
未払事業所税	15百万円
その他	279百万円
繰延税金資産小計	1,053百万円
評価性引当額	△132百万円
繰延税金資産合計	921百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△2,097百万円
圧縮積立金	△862百万円
繰延税金負債合計	△2,960百万円
繰延税金負債の純額	△2,038百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価格相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	4	3	1
車輛及び運搬具	26	13	13
工具、器具及び備品	204	127	76
合計	236	144	91

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	40百万円
1年超	51百万円
合計	91百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引額	科目	期末残高
安田運輸(株)	所有 100%	役務の受入	輸配送業務の委託(注)1	3,385	営業未払金	569
(株)ヤスタワークス	所有 62.5%	役務の受入	荷役諸作業の委託(注)1	2,553	営業未払金	438
(株)安田ビル	所有 100%	債務保証	債務保証(注)2	1,320	-	-

(注) 1. 取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. (株)安田ビルの銀行借入につき、当社が債務保証を行っております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	886円25銭
2. 1株当たり当期純利益	40円67銭

独立監査人の監査報告書

平成20年5月7日

安田倉庫株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 荒田和人 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 仲井一彦 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秋山賢一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、安田倉庫株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田倉庫株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年5月7日

安田倉庫株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒田和人	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	仲井一彦	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋山賢一	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、安田倉庫株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組については、取締役その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月8日

安田倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 菅 藤 男 印

常勤監査役 中 塚 一 郎 印

社外監査役 津 田 弘 通 印

社外監査役 田 中 敏 男 印

以 上

以 上

1. 日本ビジネス ロジスティクス株式会社（旧日本アイ・ビー・エム ロジスティクス株式会社）子会社化へ

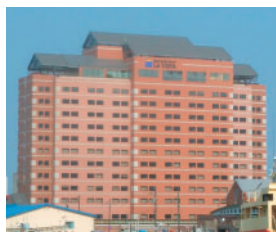
平成20年1月4日、日本ビジネス ロジスティクス株式会社（旧日本アイ・ビー・エム ロジスティクス株式会社）を完全子会社化いたしました。同社は従来の物流業者にはない調達、生産、販売のプロセスに関わる幅広いロジスティクスソリューションのノウハウを有しております。今後は同社との融合によりグループ全体の競争力のある物流サービスの提供が可能となりました。中期経営計画に掲げたサプライチェーンを支える新しい安田ブランドの創造に努めてまいります。

2. 函館のホテル建設工事竣工

平成18年6月当社函館市内所有地の再開発に伴い着工いたしましたホテルの建設工事が、平成20年3月26日に竣工、4月1日にホテル「ラビスタ函館ベイ」として開業いたしました。当社が建物の建設までを受け持ち、ホテルの運営はその運営方法に定評の高い、株式会社共立メンテナンスに委託しております。地上14階建、客室数356室を擁するこのホテルは、函館市内では最大規模のリゾートホテルとなり、館内には源泉掛け流しの展望露天風呂、各種レストラン等が揃っています。外壁の一部に当時の倉庫の赤煉瓦を再利用したことで、函館情緒の温かみと歴史を思わせる外観となっております。

ホテルが竣工いたしましたこの地は、明治初頭に開拓史が「函館常備倉」を建設し、後に当社の創業に大きく関わった安田善次郎翁がこれを譲り受け、当社函館倉庫として、明治、大正、昭和、平成へと悠久の時を経てきた、由緒ある地であります。

ホテルの開業によって、当社函館の倉庫は、歴史の継承と再生をコンセプトに函館を代表する施設へと生まれ変わりました。



ラビスタ函館ベイ外観

3. 大阪営業所開設

平成20年4月1日、大阪府大阪市住之江区に当社関西地区2拠点目となる大阪営業所を開設いたしました。鉄筋コンクリート造地上4階建、土地面積9,596m²、建物延床面積



大阪営業所外観

18,735m²のこの営業所は、国内有数の貿易港である大阪南港に至近であり、また、後背地に大阪都市圏の消費市場をひかえる地にあり、輸出入貨物の取扱に適し、物流施設の立地としては関西圏におけるトップクラスのポテンシャルを持っております。

今後、当社における関西地区の中核拠点として、施設のフル稼働に注力してまいります。

4. 加須第二営業所開設

平成20年4月1日、埼玉県加須市に加須第二営業所を開設いたしました。土地面積23,688m²、建物延床面積17,959m²のこの営業所は鉄骨造2階建、全館空調設備を兼ね備えた施設です。敷地には、将来の増築余地も大きく残されております。

当社のトランクルーム事業の主要拠点である加須営業所からも至近であり、トランクルームサービスの拡大並びに関東圏の広域的な配送拠点としての一般貨物の取扱を目指してまいります。



加須第二営業所外観

5. (仮称) 新山下倉庫建設中

平成19年3月に着工いたしました横浜市中区新山下地区の倉庫建設は本年11月の竣工に向けて現在着々と工事が進められております。地上4階建、延床面積約17,000m²の営業倉庫です。この施設は、横浜港の各埠頭（新山下・本牧・南本牧・大黒）に近接した、関東圏における輸出入貨物の取扱に最適な立地にあります。施設の早期フル稼働に向けて現在積極的な営業活動を展開しております。



新山下倉庫完成予想図

株主メモ

(平成20年3月31日現在)

- 事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会** 6月
- 基準日** 定時株主総会については、3月31日
その他、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告いたします。
- 期末配当 3月31日
中間配当 9月30日
- 単元株式数** 100株
- 株主名簿管理人** みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所** 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- (郵便物送付先)
〒135-8722
東京都江東区佐賀一丁目17番7号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
- 同取次所** みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
みずほインベスターズ証券株式会社
本店及び全国各支店
- 公告方法** 電子公告とし、当社ホームページ
(<http://www.yasuda-soko.co.jp/>) に
掲載いたします。
ただし、事故その他やむを得ない事由によ
って電子公告による公告をすることが
できない場合は、日本経済新聞に掲載いた
します。

安田倉庫株式会社

本店：〒108-8435 東京都港区海岸三丁目3番8号
TEL.03-3452-7311 (代表) FAX.03-3453-9786
(証券コード：9324)

当社ホームページアドレス <http://www.yasuda-soko.co.jp/>

